2014年10月27日

学生各位

危機管理対策強化について

留学センター

2014年11月1日より、以下の事項の運用が適用になります。

１．大学指定海外旅行保険の学生の加入範囲拡大

２．教職員による学生海外引率の際、引率者による学生リストの提出

このことは、本学の長期的目標である「全員留学」に向けた危機管理体制強化の一環であり、学生の皆さんの安全強化の目的で実施するものです。この海外旅行保険は、大学が包括契約しているものであり、保障範囲が広く団体割引が適用されています。また、海外旅行保険に加入することで、自動的に早稲田大学サポートデスク（海外での365日24時間の日本語電話対応。無料。）に加入になる大きな利点もあります。

１．大学指定海外旅行保険の学生の加入範囲拡大

現在まで、海外留学プログラムに参加する場合や、正規授業の一環としての海外渡航（ゼミ等）の場合に大学指定の海外旅行保険を義務付けてきましたが、新たに以下の場合も対象となります。

（１）教職員が引率を行い、学生が海外の学会発表及び研究活動を行う場合

（２）学生が自主的に、海外で学会発表や研究活動を行う場合（出張願を事務所へ提出する場合）

改めて全てを整理すると、海外渡航時に大学指定保険の加入が必要な施設外活動は、以下となります。

①大学間協定留学

②箇所間／私費留学　※1学期（半年）以上の学籍異動を伴う場合

③休学して留学する場合　※1学期（半年）以上の学籍異動を伴う場合

④正規授業の一環としての海外渡航（ゼミ等）

⑤海外の学会発表／研究随行（教員引率）

⑥学生の自主的な海外での学会発表や研究活動（出張願を提出する場合）

⑦海外インターンシップ（大学主催）

⑧海外ボランティア（大学主催）

これらの活動を行う際には、大学指定の海外旅行保険に加入することが義務となります。必ず対応してください。

加入手続きは、約一か月前に所属事務所にて書式を取得して行ってください。

２．教職員による学生海外引率の際、引率者による学生リストの提出

以下のケースで学生を引率して海外へ行く場合、引率教職員は「海渡航学生リスト」を所属事務所に事前に届ける必要があります。リストは学生が署名する必要がありますので、必ず対応をしてください。

（１）正規授業の一環としての海外渡航（ゼミ等）

（２）教職員が引率を行い、学生が海外の学会発表及び研究活動を行う場合

以上、手続きの徹底をお願いします。